



令和元年5月23日・24日（第18・19回裁判期日）、同年7月18日・19日（第20・21回裁判期日）の合併号です！

5月23日・24日(第18・19回裁判期日)

期日の内容

- * 証人尋問：佐藤暁先生（反対尋問）
- * 原告本人尋問：今野正悦さん 佐々木やす子さん 馬場績さん

原告本人尋問の打合せの様子

弁護士 山田勝彦

今回、私は江口大三郎弁護士と共に今野正悦さんの証人尋問の担当となりました。当日の様子は、江口弁護士の原稿に譲り、私は証人尋問の打合せの様子について、ご報告致します。

弁護団は今年いっぱいかけて原告団の皆様の陳述書を作成することになっています。原告本人尋問は、陳述書を元に準備をしますが、法廷では限られた時間内で証言をしてもらいますので、陳述書の内容全部を証言することができません。そこで証言のために、中心となるテーマを設定します。そして、テーマを中心にお聞きすると、既に陳述書を作る際に聞いている話でも、新しい事情が出て来たりします。時には、打合せの合間の休憩時間の雑談の際にとってもいいお話をお聞きすることもあります。

正悦さんからは、これまで何度もバンドのお話やお仲間との宴席の話を伺っていましたが、是非一度、正悦さんとお酒を酌み交わしたいと思っておりましたが、今回、念願かなってお打ち合わせの名目で楽しい時間を過ごすことができました。もっとも、酔いすぎて、楽しかったのは覚えているのですが、お話した内容はすっかり翌日には忘れていました。

今回の尋問では、陳述書作成の時にはお聞きしなかったお孫さんの話で最後締めくくられました。

津島に帰ることを楽しみにしていたお孫さんが、やっと20歳になり、一

度正悦さんご夫婦と津島の自宅に帰ったそうです。行く前は、とても楽しみにしていたお孫さんが、変わり果てたご自宅を車の中から遠目に見てうつむき、その後、どんなに正悦さんが促しても車から出ようとしなかったそうです。いつもは飄々とされている正悦さんが、この証言をされた時は思わず言葉を詰まらせていらっしやいました。今もなお、原告の皆さんが、日々辛い思いと向き合っていることを実感させられた瞬間でした。

第18回裁判期日の報告

弁護士 江口 大三郎

令和元年5月23日、福島地方裁判所郡山支部において、津島原発訴訟の第18回口頭弁論が行われました。

当日は、原告本人の尋問手続として、今野正悦さんが法廷での問答に当たりました。

今野さんは、相馬藩以前のころより18代以上にわたる津島地区出身で、築300年余の自宅母屋を守るとともに、地域の伝統神事である郷土芸能の担い手として、その伝承に努めて来られた方です。今野さんのご自宅は、遥か昔から、郷土芸能を祭礼で披露するための練習を行う場所として、また、衣装や道具の保存管理を行うための場所としても、長らく供用されてきました。郷土芸能は、演者のみならず、着付けの面倒を見る方や料理を振る舞う方など、いわば裏方を担う各ご家族の理解と協力によって初めて成り立つものでありますから、老若男女を問わず当該地域にお住まいの全ての方が参画できる行事であり、したがって、地域社会においては住民同士の交流手段としてしばしば重用されるものです。今野さんのご自宅は、まさしく、地域住民の交流場所としても重要な役割を果たしていました。



事故後、この自宅一帯は帰還困難区域に指定され、居住はおろか、何人も立ち入ることすらままならない場所となってしまいました。このため、震度6強を観測する大地震に遭った自宅は、復旧のいとまも無いうちに、山間の風雨に当てられ続け、誰の手当も受けられない状況に陥りました。

平成29年12月、政府が「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」を認定したことにより、令和5年3月を計画上の目処として、この自宅一帯を再び自由な立入りのできる場所に戻せる一応の兆しが見えました。しかしながら、人の住まない家は早くして傷むもので、前述の状況を既に数年経ていた木造の自宅母屋は荒廃を窮め、また、猪や笹等の活動により庭も畑も原形を留めてはおりませんでした。今野さんは、この光景を目の当たりにして、

先祖より300年にわたり受け継いで来た母屋であれども、もはや修復も困難窮まると悟り、ご家族との相談の末、苦渋の裡に取壊しの決断を余儀なくされたものであります。

今回の法廷において今野さんは、上述の経過と、避難後に地域住民が全国に散逸してしまったことを踏まえ、郷土芸能の継承ないし地域住民の交流の基盤としては、元の津島地区以外の場所では代替し得ないことを切に訴えました。

「なぜふるさと津島を離れなければならないのですか」

～ 馬場績さん原告本人尋問

弁護士 白井劍

「ちょっと裁判長もイメージしてほしいと思うのですが、馬場績さんは裁判長に語りかけた。5月24日金曜日。連続開廷の2日目のこと。「津島で好きな風景は」と問われて答えた。

「田植え前の代掻き作業を終わります。水がたんたん、満々と張られます。月夜の晩に、その田んぼの水面に山の風景と月が映る。周りではうるさいぐらいかえるが鳴く。そうした風景は思い出しただけで堪えられません。忘れることはできません」

西沢弁護士が津島の魅力を馬場さんから引き出していった。魅力のひとつは親密な人間関係だ。たとえばお正月の朝、自宅に他人がやってくる。「がらがら、玄関の戸を開けてうちにはいってきます。お正月の朝ですから、お正月の膳に座っている。そのことに何のためらいもなくはいってきて、茶の間に座る。いっしょに食べる」。地域社会がまるごと家族のようだった。

自治意識の強い地域である。津島をまもるためにみんなで協力してきた。中山間総合整備事業も上からではなく下から積み上げた。区長会を中心に津島地区活性化協議会を立ち上げ、各地区で議論を重ね、住民の要望を実現していった。圃場整備や活性化センター建設などに結実していった。過疎の津島を活性化し前進させるために、ひとりひとりが津島のために考え行動した。県立高校津島校が募集停止の危機に瀕したときも住民ぐるみで突破した。ひとつひとつのエピソードを馬場さんはいきいきと語った。

住民全体でまもってきた津島はいま、原発事故のために荒れ果てた大地となった。「そのことについてどのような思いがありますか」と最後に問われて



馬場さんは答えた。「率直に申し上げますけれども、なにも悪いことしていません。なぜふるさと津島を離れなければならないのですか。なぜなのですか。それに対して、あなたがたはどういう責任をとりましたか。元に戻してください。私たちには責任がありません。加害者としての国，東電の責任は尽きることがないと思います。言葉だけではなくて，現実責任を負えるよう，裁判長の賢明な判断をお願いする次第です」

尋問は，西沢桂子弁護士と白井のふたりが担当させていただきました。

馬場さんの尋問を担当して

弁護士 西沢桂子

原告本人尋問では，通常は，その原告個人がどのような被害を受けたのかという点に焦点を当てて，質問（尋問事項）を考えます。

でも，この津島の原発訴訟では，「津島地区」全域が被害に遭っているのので，個人の視点を越えた「津島全体」の被害についても裁判官に伝える必要があります。そこで今回，馬場さんには，津島は住民にとってどのような場所なのか，ご先祖様から脈々と受け継いできた津島の「宝」は何なのか，ということをお話いただきました。

尋問のための打ち合わせは，3回行いました。伝えたいことは山ほどあり，65分という主尋問の持ち時間はあっという間に終わってしまいます。伝えたいことはすべて伝え，かつ持ち時間内に終わらせる，それが最大のミッションでした。

5月24日の尋問当日は，練習の甲斐あってとてもスムーズに主尋問は進み，時間内に終わることができました。馬場さんは，被告国や東電の意地悪な反対尋問にも耐え（むしろ積極的に反撃し），無事，尋問手続きを終えました。馬場さんも，達成感からか，尋問直後はほっとした顔をなさっていました。

原告の皆さんの中には，これまでの尋問（特に被告らによる反対尋問）を見ていて，「あんなこと聞かれるなら尋問はやりたくない」と思う方がいらっしゃるのではないのでしょうか。しかし，尋問のときは，担当の弁護士と一緒に何度も打合せをして練習を重ね，反対尋問対策も行います。何も怖いことはありません。

ですから，もし，皆さんが「尋問やってくれないか」と打診されたら，ぜひ証言台に立っていただき，思いのたけを裁判官に伝えてください。



～原告ご本人の尋問を受けての感想～

今野正悦さん

被告から、「今、仕事をしているか」「なぜしないのか」と聞かれて、なんなのかと思った。後から考えると、仕事しなくても賠償で食べていけるでしょって意味だと思った。ふるさとがどうなったという話は何も聞かないで、賠償もらったでしょって話だけ。反対尋問は、最初は何を聞かれるのか怖かったけど、知っていることを答えるだけだから、心配するほどじゃなかった。

佐々木やす子さん

担当の大木先生に、好きなこと言っていていいですよって言われてたので、自分の言いたかったことは言えた。3分の2くらいは自分の思いが裁判官に伝わったと思う。みんな、自分たちの裁判なので、自分のためと思って尋問に出てほしい。

7月11日・12日(第20・21回裁判期日)

期日の内容

- * 証人尋問：関礼子先生（反対尋問）
- * 原告本人尋問：今野幸四郎さん 武藤茂さん 石井絹江さん
今野千代さん 須藤カノさん

須藤カノさんの尋問期日

弁護士 小林 芽未

2019年7月12日午後、原告須藤カノさんの尋問が行われました。

カノさんの尋問の中で、特に注目すべきはやはりお子さんがいる家庭における被害だと思います。事故当時、カノさんは4人のお孫さんを連れて避難を強いられました。お孫さんはそれぞれ小学校2年生、小学校1年生、4歳、2歳とまだまだ幼い子どもです。小さな子どもがいることで入ることを断られた避難所もあったとのことでした。仮設住宅に移ってからは、他の避難中の人々とのトラブルもありました。津島ではどんなに元気に遊んでも怒られず、そして必要な時は家族以外の隣人もしっかりとしかってくれたのに、津島の外ではこれまで当たり前だった子ども達の行動が問題を招くことにも

なりました。加えて、小学校では、津島を理由とした「イジメ」もあったと法廷で話されました。津島にいれば起こり得なかったようなイジメが、この事故があったがために生じてしまうこととなったのです。

このような被害の話は、これまであまり多くは語られてこなかったかと思います。涙なくしては聞くに堪えない尋問となり、裁判官にも小さな子どもがいる家庭の被害についてしっかりと伝える良い機会となったことでしょう。

カノさんご本人は、趣味であったクラフトバンドを使ったモノづくりをお休みしてこの尋問に臨んでくれました。今年にはいつてからは、尋問のことを考えるとクラフトバンド制作どころではなかった！とのことでした。そのような熱い思いが込められた尋問でした。



裁判集会の様子。事故前の津島の風景の写真が張り出され、原告の皆さんは懐かしそうに眺めていました。



恒例のデモ行進です。

7月はうだるような暑さでしたが、皆さん元気にシュプレヒコールをしています！

次回予告～9月19日・20日裁判期日

今野富枝さん、関場健治さん、古山久夫さん、末永一郎さん、佐野久美子さん、今野齊さん、高橋美雄さんの尋問を予定してします。

皆さん、応援よろしくお願ひします！